(二)　関係行政機関への要請

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、アレルギー疾患対策基本指針の策定のための資料の提出又はアレルギー疾患対策基本指針において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができることとした。（第一二条関係）

(三)　都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画

都道府県は、アレルギー疾患対策基本指針に即するとともに、当該都道府県におけるアレルギー疾患を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができることとした。（第一三条関係）

3　基本的施策

(一)　アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減

(1)　国は、生活環境がアレルギー疾患に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及、学校教育及び社会教育におけるアレルギー疾患の療養に関し必要な事項その他のアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減の適切な方法に関する教育の推進その他のアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する国民の認識を深めるために必要な施策を講ずることとした。（第一四条関係）

(2)　国は、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資するよう、大気汚染の防止、森林の適正な整備、アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実、建築構造等の改善の推進その他の生活環境の改善を図るための措置を講ずることとした。（第一五条関係）

(二)　アレルギー疾患医療の均てん化の促進等

(1)　専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成

国は、アレルギー疾患に関する学会と連携協力し、アレルギー疾患医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずることとした。（第一六条関係）

(2)　医療機関の整備等

イ　国は、アレルギー疾患を有する者がその居住する地域にかかわらず等しくそのアレルギー疾患の状態に応じた適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、専門的なアレルギー疾患医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずることとした。（第一七条第一項関係）

ロ　国は、アレルギー疾患を有する者に対し適切なアレルギー疾患医療が提供されるよう、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣が定めるもの、イの医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずることとした。（第一七条第二項関係）

(三)　アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上

(1)　国は、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上が図られるよう、アレルギー疾患を有する者に対する医療的又は福祉的援助に関する専門的な知識及び技能を有する保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等の育成を図るために必要な施策を講ずることとした。（第一八条第一項関係）

(2)　国は、アレルギー疾患を有する者に対しアレルギー疾患医療を適切に提供するための学校等、職場等と医療機関等との連携協力体制を確保すること、学校等の教員又は職員、事業主等に対するアレルギー疾患を有する者への医療的、福祉的又は教育的援助に関する研修の機会を確保すること、アレルギー疾患を有する者及びその家族に対する相談体制を整備すること、アレルギー疾患を有する者についての正しい理解を深めるための教育を推進することその他のアレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずることとした。（第一八条第二項関係）

(四)　研究の推進等

(1)　国は、アレルギー疾患の本態解明、革新的なアレルギー疾患の予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のアレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に資する事項についての疫学研究、基礎研究及び臨床研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずることとした。（第一九条第一項関係）

(2)　国は、アレルギー疾患医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する製造販売の承認に資するよう、その治験が迅速かつ確実に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずることとした。（第一九条第二項関係）

(五)　地方公共団体が行う基本的施策

地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、(一)から(三)までの施策を講ずるように努めなければならないこととした。（第二〇条関係）

4　アレルギー疾患対策推進協議会

(一)　厚生労働省に、アレルギー疾患対策基本指針に関し、2の(一)の3(2の(一)の(7)において準用する場合を含む。)の事項を処理するため、アレルギー疾患対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置くこととした。（第二一条関係）

(二)　協議会の委員は、アレルギー疾患を有する者及びその家族を代表する者、アレルギー疾患医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命することとした。（第二二条第一項関係）

(三)　協議会の委員は、非常勤とすることとした。（第二二条第二項関係）

(四)　(二)及び(三)のほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めることとした。（第二二条第三項関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律（法律第九九号）（厚生労働省）

1　目的

この法律は、有効で安全な医療機器の迅速な実用化等により国民が受ける医療の質の向上を図るため、医療機器の研究開発及び普及に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　基本理念

医療機器の研究開発及び普及は、次に掲げる事項を基本として行われなければならないこととした。（第二条関係）

(一)　医療機器について、医療の水準が我が国と同等である外国において実用化される時期に遅れることなく、我が国において実用化されるようにすること。

(二)　医療機器について、使用の成績等を踏まえた改良が随時行われることにより有効性及び安全性の向上が図られるものであること、種類が多岐にわたること、有効性及び安全性が使用方法及び使用する者の技能に負うところが大きいこと等の特性を有することを踏まえ、それらの特性に応じて品質、有効性及び安全性の確保を図ること。

(三)　関連事業者、大学その他の研究機関及び医師その他の医療関係者の連携の強化等により、我が国の高度な技術を活用し、かつ、我が国における医療の需要にきめ細かく対応した先進的な医療機器が創出されるようにすること。

3　国の責務

国は、2の基本理念にのっとり、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第三条関係）